

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和3年6月25日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

1 本件処分は「資力」の取得時期の認定を誤っていること

法は、1条において、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障する旨規定し、単なる理念的な資産の有無ではなく、現実の資産の有無と困窮状態に応じた現実主義的観点からの保護を定めている。したがって、法4条1項の「利用し得る資産」ないし法63条の「資力がある」とは、いずれも、理念的な存在ではなく、現実の「利用し得る資産」及び現に「資力」を有する状態をいうものと解すべきである。

請求人が亡父の死亡を把握したのは平成29年8月8日であり、また、同年9月21日に遺留分減殺請求をしたものの、弟と争った結果、令和3年2月17日まで遺留分減殺請求訴訟が係属していたのであり、請求人が現実に遺留分額相当の返還を受けることは困難

な状況であった。

したがって、請求人が亡父の死亡した時点で遺留分減殺請求権を行使することは現実的に不可能であったものであるから、本件における「資力」（法63条）の発生時点が亡父の死亡日である平成〇年〇月〇日になるはずがなく、最終的に請求人の権利行使の結果が実現された令和3年4月30日である。

以上、本件処分は、請求人の「資力」の取得時期を誤って認定していることが明らかであるから、本件処分は取消しを免れない。

この点、処分庁は、横浜地裁の判決を引用するが、内縁の夫が死亡した被保護者が保護費返還金額決定処分の取消しを求めた裁判において、未認知の子が固有の遺族慰謝料と保険金の相続分を法63条にいう「資力」として取得したと認められるのは、出生時ではなく、認知判決確定時であるとして、返還金額決定処分の全部を取り消した判決（大阪地方裁判所平成20年12月10日判決（判タ1298号125頁））もあり、単に横浜地裁の裁判例の存在をもって請求人の主張に理由がないということにはなり得ない。

- 2 本件処分のうち後期高齢者医療の被保険者であれば負担を要しなかった範囲まで保護費の返還を求めている部分は著しく衡平を逸しており裁量権の範囲を逸脱した違法があること

返還決定額のうち合計11,741,836円は、平成〇年〇月〇日に死亡した亡夫の医療費であるところ、仮に処分庁の資力の取得時期に係る認定を前提とすれば、平成〇年〇月〇日から請求人及び亡夫は、生活保護を利用できず、後期高齢者医療の被保険者となり、医療機関において診療を受けた場合には後期高齢者における自己負担分しか負担しないことになるはずである。そうすると、亡夫は、自己負担分を超える部分については利得を得ていない。

それにもかかわらず、この点を考慮にいれずに亡夫に係る医療費全額の費用返還請求をすることは、本来、利得を受けていないものについて返還を求めるものであり、違法である。

また、このような場合、本来、保護の実施機関が資力が現実化したときに保護の決定の全部又は一部を取り消して、利得者に対して不当利得返還請求をすべきである。保護を取り消すことにより、医療扶助による支払も取り消されるので、保護の実施機関は医療機関

等から扶助費の返還を受け、医療機関等が改めて被保護者に請求するというのが本来の方法である。

特に本件では亡夫は、医療費負担がないことを背景として、高額医療にあたる治療を開始しており、仮に遡って医療費全額の費用負担を求められることを把握していれば、高額な治療を受けるか否かを自らの判断で選択することができたはずである。

以上のとおり、処分庁の判断は、そもそも亡夫が自己負担分を超える部分については利得を受けていないという重要な点を考慮に入れず、かつ亡夫及び請求人に対して適切な説明を行わずに酷な負担を求めているという点で社会通念上の妥当性を欠いており、その裁量権の範囲を逸脱し濫用しており、違法となることは免れない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年11月10日	諮問
令和5年 1月19日	審議（第74回第1部会）
令和5年 2月16日	審議（第75回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、同条3項によれば、同条1項の規定は、急迫した事由がある場合に、必

要な保護を行うことを妨げるものではないとされている。

また、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 費用返還義務についての法の定め

ア 法 6 3 条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、法 6 3 条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものとされている（東京高等裁判所平成 25 年 4 月 22 日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。） 1・(1)によれば、法 6 3 条に基づく費用返還の取扱いについて、「法 6 3 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。(ア)～(エ) (略)」等を挙げている（以下、この控除を「自立更生免除」という。）。

ウ 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働

働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) 問13-5(答)(1)は、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とし、同・(2)・エは、課長通知と同様に自立更生免除について記載している。

(3) 相続による財産の取得と法63条の規定の適用

ア 民法882条及び896条の規定によれば、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされている。

したがって、遺産相続の場合に法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる(問答集問13-6(答)(2)参照)。

イ 平成30年法律第72号(令和元年7月1日施行)による改正前の民法1031条(以下「旧1031条」という。)によれば、遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができることとされ、また、同法1042条(以下「旧1042条」という。)によれば、減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは、時効によって消滅するとされ、相続開始の時から10年を経過したときも、同様とするとされている。

(4) 保護と国民健康保険法等との関係

ア 国民健康保険法は、法による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者は、国民健康保険の被保険者とし(6条9号)、国民健康保険の被保

険者は、6条9号に該当するに至った日から、その資格を喪失するとしている（8条2項）。

イ 高齢者の医療の確保に関する法律は、法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者は、後期高齢者医療の被保険者とし（51条1号）、後期高齢者医療の被保険者は、51条1号に規定する者に該当するに至った日から、その資格を喪失するとしている（53条2項）。

(5) 課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、本件の適用に関して、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分の検討

(1) 法63条の規定の適用について

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関に対してその定める額を返還しなければならないとされている。

そして、民法の規定により、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされることから（民法882条及び896条）、遺産相続の場合に法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解されている（上記1・(2)・ア）。

法63条の趣旨が、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであることからすれば（同・ウ）、当該資力は、法律上行使することができる程度に客観的に存在すれば足りるといふべきと解される。

そうすると、遺留分減殺請求権を行使することにより財産を取

得た場合は、権利者による同請求権の行使によりその効果が生じたものではあるが（旧1031条参照）、遺留分減殺請求権自体は、遺留分を侵害する遺言等が存在すれば、法律上、被相続人の死亡時点で発生し、これを行行使することができるから（旧1042条後段参照）、資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきである（横浜地方裁判所平成31年1月16日判決同旨）。

本件では、平成〇年〇月〇日に亡父が死亡し、請求人は遺留分減殺請求権を行行使することにより、本件和解調書に基づき、80,000,000円を得たことが認められる。

そうすると、処分庁が、亡父の死亡時である平成〇年〇月〇日に、法63条が定める「資力」が発生したとして法63条の規定を適用したことは、適正なものといえることができる。

(2) 本件処分による返還金額について

請求人について、亡父死亡により発生した法63条の規定にいう資力の額は80,000,000円であることが認められる。そして、資力を得るために生じた経費があれば、その額については、必要経費として資力の額から控除すべきであるが、本件において処分庁は、本件収入申告書の別紙に記載された経費16,184,901円を相当なものとして認め、資力の額から控除していることが認められる。

一方、当該資力の発生以後に、請求人に対する保護の実施を行うに当たって〇〇区において支弁した月ごとの費用は、別紙返還金額算定表の「支給済み保護費」に記載された金額のとおりであり、返還対象期間である平成〇年〇月〇日から令和3年5月31日までの合計額は19,818,411円であることが認められ、請求人は同期間における支給済み保護費の額を上回る額の資力を有していたことは明らかである。

そうすると、請求人が「資力があるにもかかわらず」受けた保護に要した費用は、上記支給済み保護費の全額である19,818,411円であるといえることができるのであって、処分庁が、これを請求人において返還義務を負うべき金額と決定した本件処分は、上記1の法令等に則ってなされたものであり、かつ違算もないから、違法又は不当とすべき点を認めることはできない。

なお、処分庁は、返還決定額を全額返還させても、なお相当な期間、生活が可能な金額が残るため、請求人の自立が著しく阻害される状況ではないとして、自立更生免除については適用しないとしているが、この判断も妥当であると認められる。

3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、上記第3・1のとおり、本件処分は「資力」の取得時期の認定を誤っている旨を主張する。

しかし、遺留分減殺請求により財産を取得した場合でも、資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであることは、上記2で述べたとおりである。

この点、請求人は、大阪地方裁判所の判決を参考として示す。同判決は、未認知の子の、父の死による相続権ないし固有の慰謝料請求権は、認知判決が確定して初めて生じるとの解釈から、認知判決確定前の、父の死亡時ないし当該子の出生時に、資力が客観的に存在したと認めることはできない旨判示したものである。よって、亡父の死亡した時点で遺留分減殺請求権が生じている本件とは明らかに事例が異なるというべきである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- (2) 請求人は、上記第3・2のとおり、医療扶助全額の返還を請求し、後期高齢者医療の被保険者であれば負担を要しなかった範囲まで保護費の返還を求めている部分は裁量権の範囲を逸脱した違法がある旨主張する。

しかし、医療券を用いて医療機関で診察を受ける等の現物給付を受けることは、法に基づく保護の一種であり、法63条の規定に基づく費用返還の対象であることは明らかである。そして、この医療扶助を受けることにより、医療の一部負担を行う国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者との間で異なる扱いを受けるとしても、それは法律等により当該制度を変更して解決すべきものであり、本件処分の取消理由となるものではない。

また、請求人は、法63条に基づく返還請求が、民法上の不当利得返還請求の考え方により、自己負担割合を超える医療費相当額については、請求人に利得が存在しないとも主張するが、独自の見解といわざるを得ない。

さらに、請求人は、処分庁が医療費の返還について適切な説明を行わなかった旨も主張するが、請求人が説明を受けたしおりには、医療費を含む保護費の返還が必要である旨の記載があることから、請求人が説明を受けていなかったということとはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2 (略)